

工事一時中止ガイドライン

令和5年4月

農林水産省農村振興局整備部設計課

目 次

1	策定の趣旨	P 1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	P 2
3	発注者の中止指示義務	P 3
4	一時中止の通知	P 5
5	基本計画書の作成・提出	P 6
6	一時中止期間中の取扱い	P 8
7	請負代金額又は工期の変更	P 10
8	増加費用の考え方	P 11
(1)	増加費用の範囲	P 11
(2)	増加費用の算定	P 12
(3)	工事一時中止のケース	P 19
9	工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）	P 23

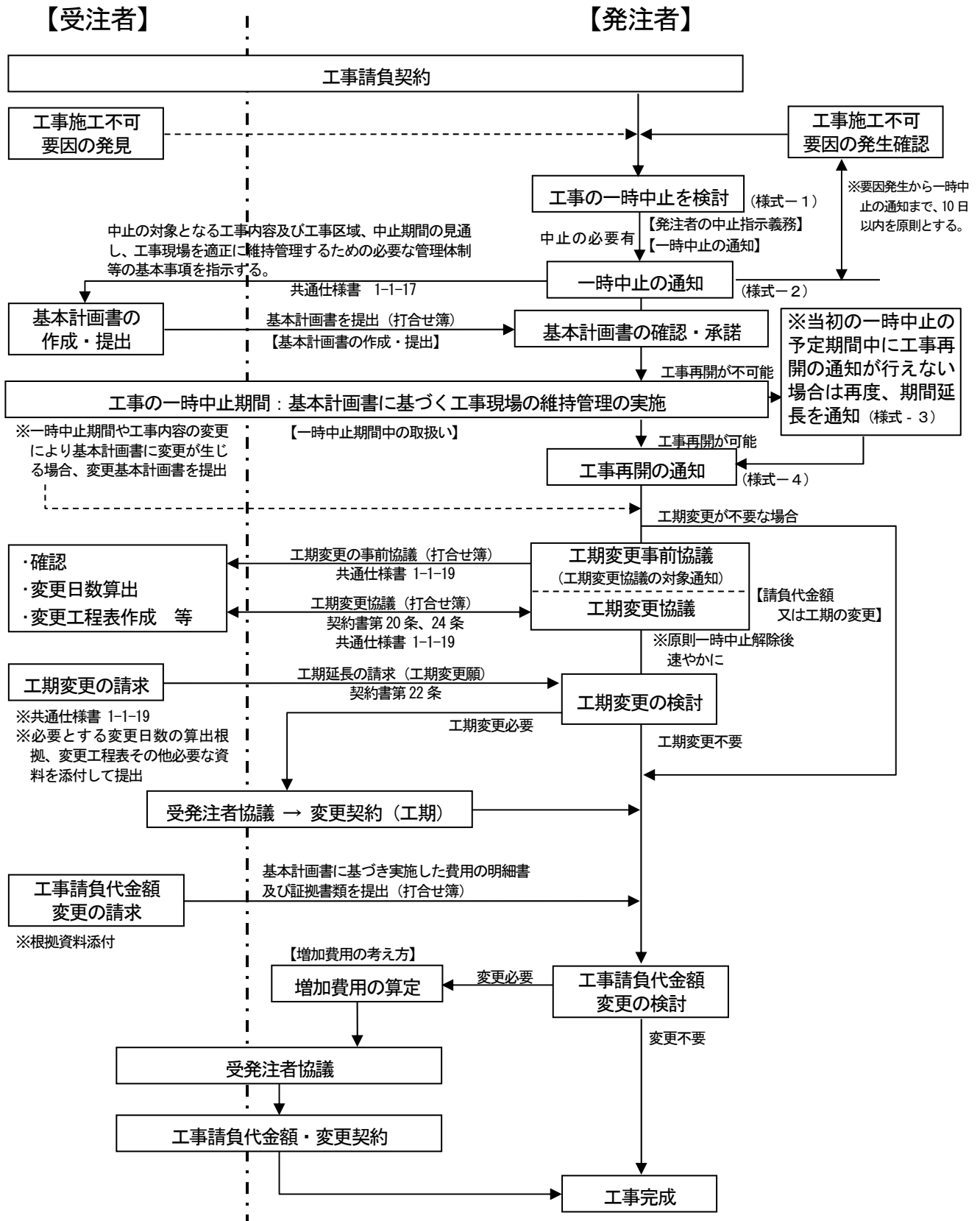
1 策定の趣旨

◆ このガイドラインは、受発注者の共通認識のもとで「工事の一時中止」が円滑に運用されるよう、とりまとめたものです。

- 国営事業で発注する工事については、適正な工期の設定や現場条件の明示等により円滑な実施に努めているが、契約締結後における自然的・人為的な事象や地元調整・各種協議の状況等により、準備工・施工に着手することができない事態や、工事の施工途中で中断を余儀なくされる事態が生じることがある。
- このような事態が受注者の責めに帰することができない事由により生じた時は、受注者に不都合な現場管理費支出や技術者配置が生じることのないよう、工事請負契約書第20条（工事の中止）に基づき、工事の施工を一時中止する必要がある。
- 本ガイドラインは、工事請負契約書第20条（工事の中止）に基づく工事の一時中止の適用が、受発注者の共通認識のもとで円滑に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたものである。
- 今後、運用の過程において適宜見直しを行うこととしている。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

◆ 一時中止に係る標準的な手続きは次のとおりです。



3 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工することができないと認められる場合には、発注者は工事の一時中止を通知しなければなりません。

【工事請負契約書】

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

（3項は省略）

【工事の中止の例】

工事用地等の確保ができない等の場合

- 工事用地等の確保ができず、施工ができない場合
- 設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む） など

自然的又は人為的な事象による場合

- 文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
 - ・ 工事現場の状態の変動は、地形等の物理的な変動だけでなく、反対運動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。
- 特別仕様書に明示した施工時期等の期日を遅延したため、施工ができない場合
 - ・ 関連工事の開始又は完了の時期の遅延
 - ・ 関係機関との協議完了時期の遅延

留意事項

- 一時中止を通知する場合は、「施工できないと認められる状態」となっていることが客観的に認められる場合を意味する。従って、工事工程への影響の有無に関わらず、客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、受発注者間で確認を行ったうえで、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。
なお、一時中止の通知は、施工できないと認められる状態となってから10日以内に行うことを原則とする。
- 上記の状態となった場合、発注者が工事の一時中止（中止予定期間）を通知しなければ、受注者は不当な費用等の負担を強いられることになるため、施工できないと認められるときは、発注者は速やかに一時中止の手続きを行うことが肝要となる。
- 発注者は、工事の施工に支障を及ぼすことのないよう、工事開始前までに土地等の取得等に係る用地事務を完了しておく必要がある。一方で、工事施工中の条件変更等に伴い、追加用地や借地期間の延長等の必要が生じ、その対応に時間を要することで、工事が施工できない状態となることがある。この場合、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。
また、工事期間内に当該契約工事に係る追加調査等実施し、設計にて工法検討等を行う必要が生じ、工事が施工できない状態となる場合があるが、この場合においても、受注者自らによる当該調査・設計作業の実施有無に関わらず、工事の一時中止を通知しなければならない。
また、このように客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、工事が施工できないと認められる状態の範囲（一部か全部か）及び受注者による調査・設計作業の有無に関わらず、工事の全部または一部の一時中止を通知しなければならない。
- 発注者が一時中止を検討する時点においては、中止期間の見通しが確定的でない場合があるが、当面は、中止期間が2週間を超えることが見込まれることを目安として一時中止の通知を行うものとする。
なお、中止期間が2週間以内と見込まれる場合であっても、現場の状況、受注者からの要請等を踏まえて必要と判断される場合は、一時中止の通知を行うものとする。

適切な工事一時中止の指示は、発注者の義務です。

4 一時中止の通知

- ◆ 工事を一時中止する場合、発注者は書面をもってその中止内容を通知しなければなりません。

【土木工事共通仕様書】

1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は、（中略） 受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。

【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】 （令和4年3月25日付け農村振興局長通知）

3 工事を中止させる場合の指示等

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

留意事項

- 一時中止を通知する時点では、中止期間の見通しが確定的ではないことが多いが、発注者は工事中止の原因となっている事案の解決に向けて、現実的な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 施工を一時中止している工事について、一時中止の事象がなくなり受注者が工事現場に入り施工を開始できると認められる状態になった場合は、発注者は工事の再開を通知しなければならない。
- このことから「中止期間」は、一時中止通知（様式-2）に記す、受発注者が要因発生を確認した日から、工事の再開通知（様式-4）に記す、工事の再開日までとなる。

中止・再開も書面により通知する必要があります。

5 基本計画書の作成・提出

- ◆ 受注者は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければなりません。

【土木工事共通仕様書】

1-1-17 工事の一時中止（1項～2項は省略）

3. 1及び2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

基本計画書の記載内容（例）

- 中止指示時点における確認事項
 - ・ 工事の出来形
 - ・ 従業員（下請従業員を含む）の体制及び労務者数
 - ・ 搬入済の材料及び建設機械器具
 - ・ 設置済の仮設備等
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - ・ 従業員及び労務者の配置転換
 - ・ 建設機械器具等の配置転換
 - ・ 搬入済み材料の他工事への転用運搬
- 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - ・ 従業員及び労務者の体制
 - ・ 搬入済み材料の保管
 - ・ 現場点検の実施方法
 - ・ 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - ・ 中止期間中の実施作業
 - ・ 中止期間中に現場存置が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - ・ 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- 工事の再開準備計画
 - ・ 従業員及び労務者の体制
 - ・ 建設資機材の調達
- 工事一時中止に伴う増加費用等の概算金額及び算定根拠

留意事項

- 「基本計画書」は、一時中止予定期間の工事現場の維持管理計画、再開準備計画、一時中止に伴い発生する増加費用等について、一時中止を通知した時点において受発注者間で確認することで、受発注者間の認識の相違が生じることがないように作成するもの。
- 工事着手前における施工計画の作成及び測量等の準備工期間中であっても、工事現場の維持・管理は必要になるため、受注者は基本計画書を作成しなければならない。
- 「基本計画書」の記載内容の留意点は以下のとおり。
 - ・再開準備計画については、一時中止期間の見通しが明確でない場合は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保について記載する。
 - ・基本計画書に記載する増加費用等の概算金額は目安金額であり、最終的な金額とは異なる。
- 基本計画書の提出後、一時中止予定期間の変更や工事内容の変更など、基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出する。
 - ・基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更内容を受発注者間で協議調整し、調整結果を工事打合せ簿で確認するとともに、受注者は変更基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

基本計画書によって中止の内容を受発注間で確認します。

6 一時中止期間中の取扱い

- ◆ 工事の一時中止に伴い工期が延長された場合は、監理技術者等の途中交代が認められます。また、一時中止期間中は、監理技術者等の工事現場への専任を要しません。
- ◆ 受注者は、工事用地等を善良に管理する義務があります。

(1) 一時中止期間における配置技術者の取扱い

【監理技術者制度運用マニュアル】

(平成16年3月1日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

2-2 監理技術者等の設置 ((1)～(3)は省略)

(4) 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の工期途中での交代は、(中略)真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

3 監理技術者等の工事現場における専任 ((1)は省略)

(2) 監理技術者等の専任期間

契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。(①は省略)

- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

留意事項

- 監理技術者等の途中交代は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じて一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(2) 管理責任

【工事請負契約書】

(工事用地の確保)

第16条 (1項は省略)

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

【土木工事共通仕様書】

1-1-17 工事の一時中止 (1項~2項は省略)

3. (中略) また、受注者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

留意事項

- 受注者は、工事用地等を善良に管理する義務があるため、基本計画書において、中止期間の工事現場の維持管理計画を記載する必要がある。

一時中止期間中も受注者の立場・責任は変わりません。

7 請負代金額又は工期の変更

- ◆ 工事の一時中止に伴う増加費用等や工期の延長期間は、適切に契約変更に反映する必要があります。

【工事請負契約書】

（工事の中止）

第20条 （1項～2項は省略）

- 3 発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

留意事項 （請負代金額の変更）

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合、一時中止に伴い必要となった**増加費用**、受注者に及ぼした**損害**について、必要な費用を負担しなければならない。
 - ・ 増加費用：工事現場の維持に要する費用
 - ・ 損害※：工事体制の縮小又は再開に要する費用

※工事請負契約書第30条（不可抗力による損害）で定義される損害とは別
- 「増加費用」の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。
- 「増加費用」と「損害」は区分せず、「工期延長等に伴う現場維持等の費用」（以下、「増加費用」という。）として費用を算定する。
- 「増加費用」は、工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。

留意事項 （工期の変更）

- 工事の一時中止に伴う工期の延長期間は、原則、工事を一時中止した期間とすることが妥当と考えられるが、地震、災害等の場合は、跡片付け期間や復旧期間に長期を要する場合があります、取片付け期間や復旧に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

8 増加費用の考え方

- ◆ 増加費用は、受注者が基本計画書に従って工事現場等の維持等を実施したことで必要となった費用の明細書及び根拠資料等を基に受発注者が協議して算定します。

(1) 増加費用の考え方

【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】
(令和4年3月25日付け農村振興局長通知)

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び工期延長等となる場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

イ 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

エ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

オ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

留意事項

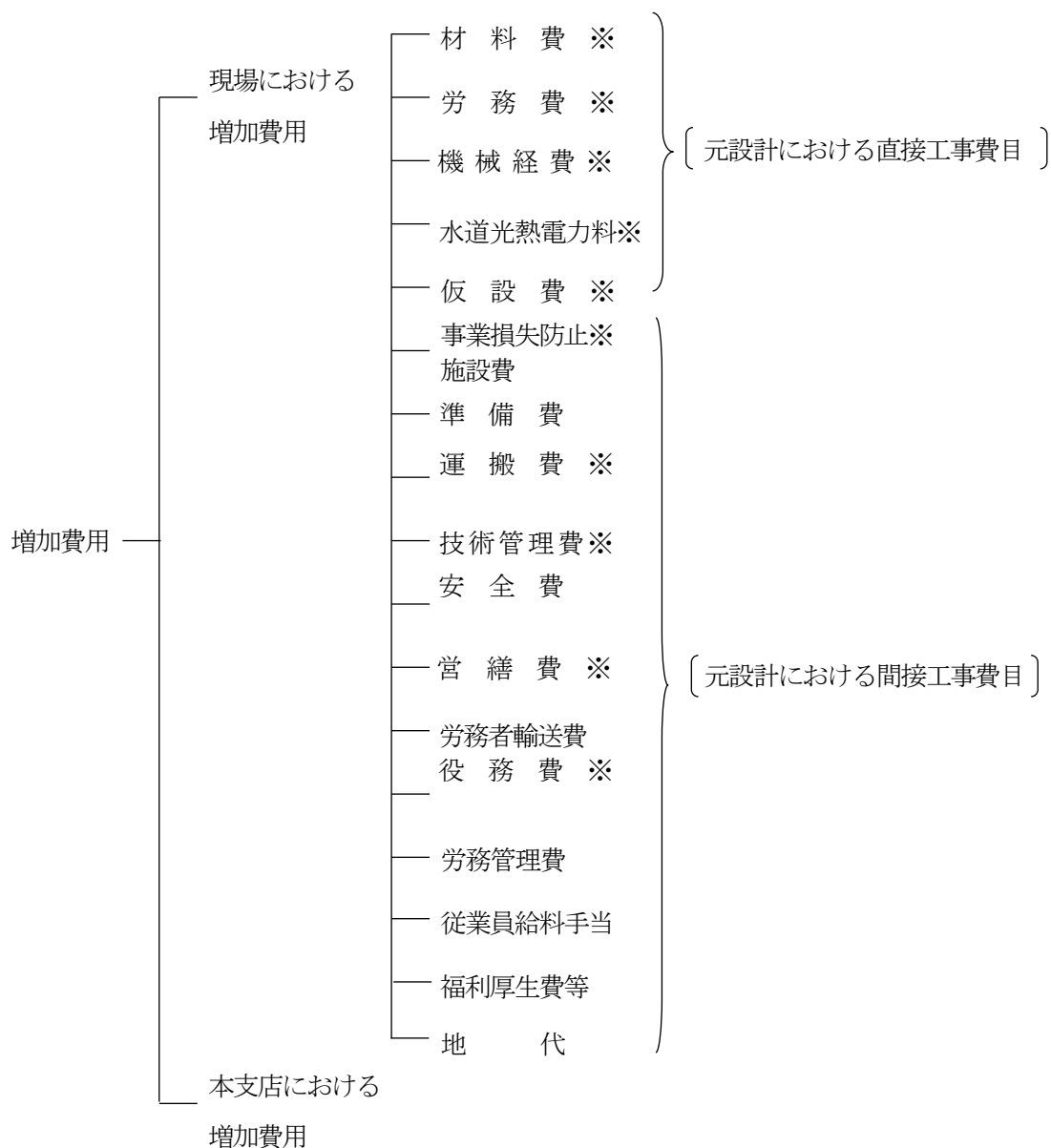
- 増加費用は、中止期間において工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店費用も対象となる。

(2) 増加費用の算定

【工事における工期延長等に伴う増加費用の積算方法について】
(令和4年3月25日付け農村振興局長通知)

12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)

(1) 標準積算により算定する場合は、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

運搬費及び営繕費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」(平成13年3月22日付け12農振第1680号)の別表に定めている率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とする。

なお、費用に当たっては次式により算定する。

材料損料＝工期延長等期間×供用1日（又は1月）当り損料

(イ) 労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。

なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

(ウ) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。

- (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。

なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝工期延長等期間×供用 1 日当り損料

- (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。

(オ) 仮設費

- a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。

なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料＝工期延長等期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

- b 仮設材料の損料

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料とする。

なお、損料算定に当たっては、上記 a に準じて行うこととする。

- c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

- d 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。

(カ) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

(キ) 運搬費

- a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材料のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

- b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等を行ったために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(ク) 準備費

現場常住の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要になった安全施設等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b 用水・電力等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間の基本料金とする。

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の工期延長等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

$$\text{営繕損料} = \text{工期延長等期間} \times \text{供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費}$$

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のた

め転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b 解雇又は休業手当に要する費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。

(ソ) 従業員給料手当

a 元請・下請会社の現場常住の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。

b 工期延長等の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。

c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

(タ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用とする。

(チ) 地 代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用とする。

イ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

なお、当該費用については、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定するものとする。

ウ 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用 (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て)

d g : 工期延長等に係る現場経費率 (% 小数点第 3 位四捨五入 2 位止め)

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て)

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 d g は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g : 工期延長等に伴い増加する現場経費率 (% 小数点第 3 位四捨五入 2 位止め)

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て)

N : 工期延長等日数 (受注者の責めに帰す場合は除く) (単位 : 日)

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A : 工種ごとに決まる係数 (別表)

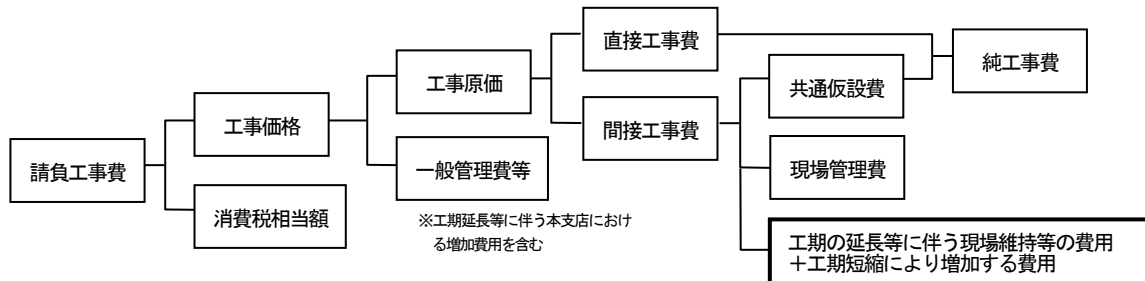
B : //

a : //

b : //

留意事項

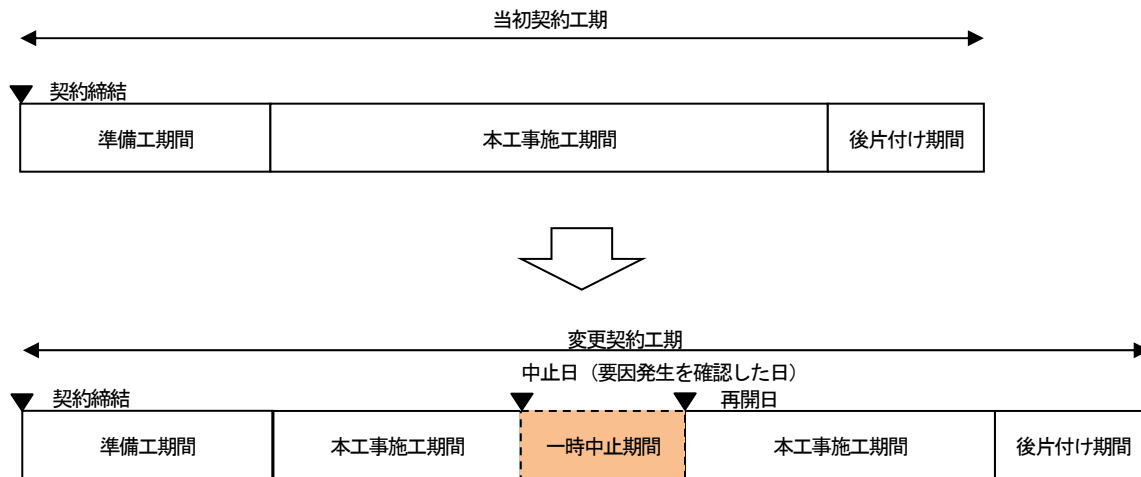
- 増加費用は、「工期の延長等に伴う現場維持等の費用」として原契約の費用とは区分して計上する。



- 増加費用の算定は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。
- 労務費は原則として計上しないものとするが、トンネル、潜函等の工事に限らず、工事現場の保全等のために、受発注者の協議により工事現場に常駐する必要があると認められた場合には、当該労務者の費用を計上するものとする。
- 工事現場に存置する必要がある建設機械及び仮設材等に係る費用の算定に当たっては、円滑な工事再開が図られるよう、搬出費及び再搬入費との比較のほか、当該地域における資機材の需給状況等に留意する必要がある。

(3) 工事一時中止のケース

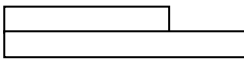
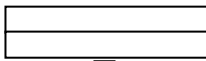
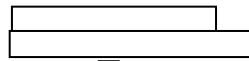
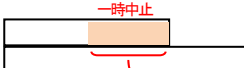
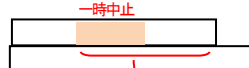
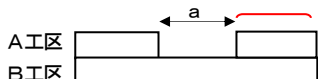
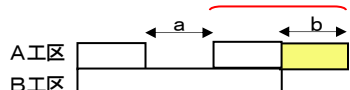
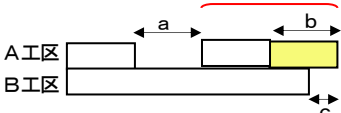
①工事施工中に中止した場合



留意事項

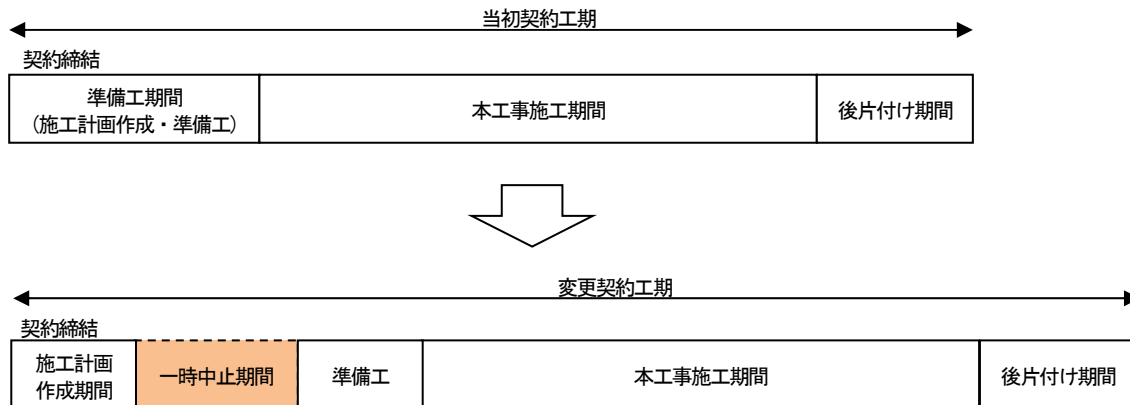
- 発注者は、工事の施工中に受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- 受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 増加費用の協議対象期間は、工事内容及び工事一時中止の状況等に応じて、適切に判断する必要がある。(次頁参照)

増加費用の協議対象期間（例）

	ケース①	ケース②	ケース③																							
ケース	A工区を一時中止したが 工期延期が生じない場合	A工区の一時中止により 工期延期が生じた場合																								
当初工程	A工区  B工区	A工区  B工区	A工区  B工区																							
一時中止 の指示	A工区  B工区	A工区  B工区	A工区  B工区																							
増加費用 の協議対 象期間の 考え方	 a : 一時中止期間	 a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程（工期） 延期期間	 a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程延期期間 c : 一時中止に伴う工期延期期間																							
	<table><tr><th>増加費用の主な費目</th><th>対象期間</th></tr><tr><td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）</td><td>—</td></tr><tr><td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td><td>a</td></tr></table> ※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	—	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	—	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	<table><tr><th>増加費用の主な費目</th><th>対象期間</th></tr><tr><td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）</td><td>b</td></tr><tr><td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td><td>b</td></tr><tr><td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td><td>a</td></tr></table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	b	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	b	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	<table><tr><th>増加費用の主な費目</th><th>対象期間</th></tr><tr><td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）</td><td>c</td></tr><tr><td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td><td>c</td></tr><tr><td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td><td>a</td></tr></table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	c	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	c	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）
増加費用の主な費目	対象期間																									
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	—																									
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	—																									
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																									
増加費用の主な費目	対象期間																									
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	b																									
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	b																									
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																									
増加費用の主な費目	対象期間																									
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人、追加で生じる現場常駐の従業員の場合等）	c																									
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	c																									
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																									

※上表は、標準的なケースを例示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行うものとする。

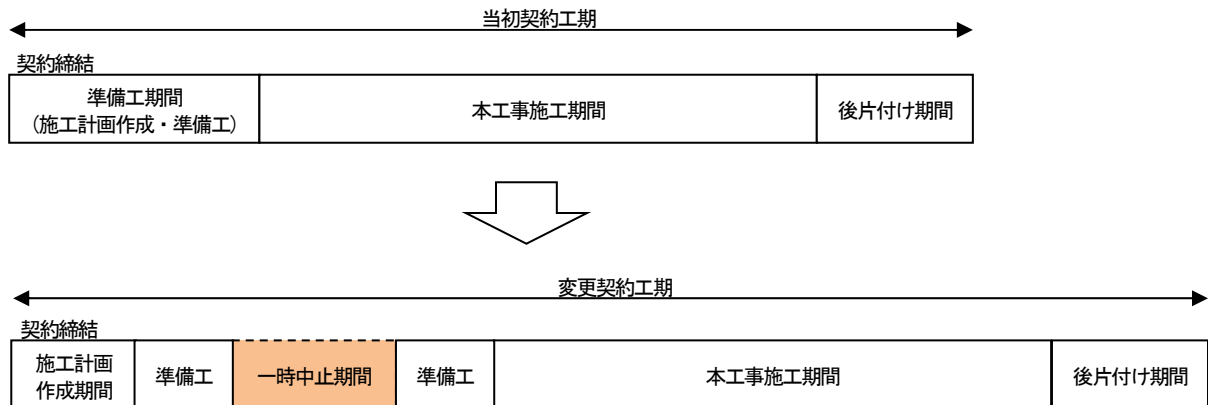
②契約後準備工着手前に中止した場合



留意事項

- 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- 準備工の着手前ではあるが、受注者は工事請負契約書第16条2項に基づき工事用地等の管理を行う必要がある。
- このことから、受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

③準備工期間に中止した場合



留意事項

- 現場事務所・工事看板の設置や測量等を行う準備工の期間中において、発注者が本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- 受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

9 工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）

番 号
年 月 日

(支出負担行為担当官等) 殿

○ ○ 所 長

工事の一時中止について

工 事 名 :

年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり受注者に工事の一時中止を通知されるよう上申します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間（注：受発注者で要因発生を確認した日から再開予定日）
 - (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等（別紙－ 1 のとおり）

(※ 専決工事の場合、本様式は省略する事ができる。)

【施行注意】 通知時は（注：受発注者で要因発生を確認した日から再開予定日）を削除する

(別紙－１)

工事の一時中止期間中における工事現場 の維持、管理等の基本事項

1. (中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等の基本事項について、受注者に指示する内容を詳細に記述する。)

番 号
年 月 日

(受注者) 殿

(支出負担行為担当官等)
(官 職 氏 名)

工事の一時中止について

工 事 名 :

年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり工事を一時中止されるよう、工事請負契約書第20条の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間（注：受発注者で要因発生を確認した日から再開予定日）
- 3 管理体制等の基本事項
中止期間中における工事現場の維持管理等を別紙－ 1 により行うこと。
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督職員に提出し承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 一時中止に関わる費用
一時中止に関わる費用は、監督職員が承諾した基本計画書に基づき、工事再開後に速やかに協議を行うものとする。

【施行注意】 通知時は（注：受発注者で要因発生を確認した日から再開予定日）を削除する

番 号
年 月 日

(受注者) 殿

(支出負担行為担当官等)
(官 職 氏 名)

工事の一時中止について (延長)

工 事 名 :

年 月 日契約締結した標記工事について、年 月 日付けで工事の一時中止を通知しましたが、下記のとおり一時中止の予定期間を延長するので通知します。

記

1 一時中止を延長する理由

2 一時中止の内容

- (1) 中止する工事の工種等
- (2) 中止する工事区域
- (3) 一時中止の予定期間 (注：受発注者で要因発生を確認した日から延長後の再開予定日)

3 管理体制等の基本事項

中止期間中における工事現場の維持管理等を別紙－ 1 により行うこと。

4 基本計画書の提出

中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督職員に提出し承諾を得ること。

- (1) 中止指示時点における確認事項
- (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
- (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
- (4) 工事の再開準備計画
- (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠

5 一時中止に関わる費用

一時中止に関わる費用は、監督職員が承諾した基本計画書に基づき、工事再開後に速やかに協議を行うものとする。

【施行注意】 通知時は (注：受発注者で要因発生を確認した日から再開予定日) を削除する

(別紙－１) ※様式－２、様式－３共通

工事の一時中止期間中における工事現場 の維持、管理等の基本事項

1. (中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等の基本事項について、受注者に指示する内容を詳細に記述する。)

様式－４

番 号
年 月 日

(受注者) 殿

(支出負担行為担当官等)
(官 職 氏 名)

工事の再開について

工 事 名 :

年 月 日付けで工事の一時中止を通知した標記工事について、年 月
日より再開されるよう通知します。